遠賀信用金庫

『代理人サービス』
『将来のための代理人指定サービス』

お客さまとそのご家族の皆さまに人生100年時代を安心して楽しんでいただけるよう
遠賀信用金庫では『代理人サービス』・『将来のための代理人指定サービス』を
ご準備しております！

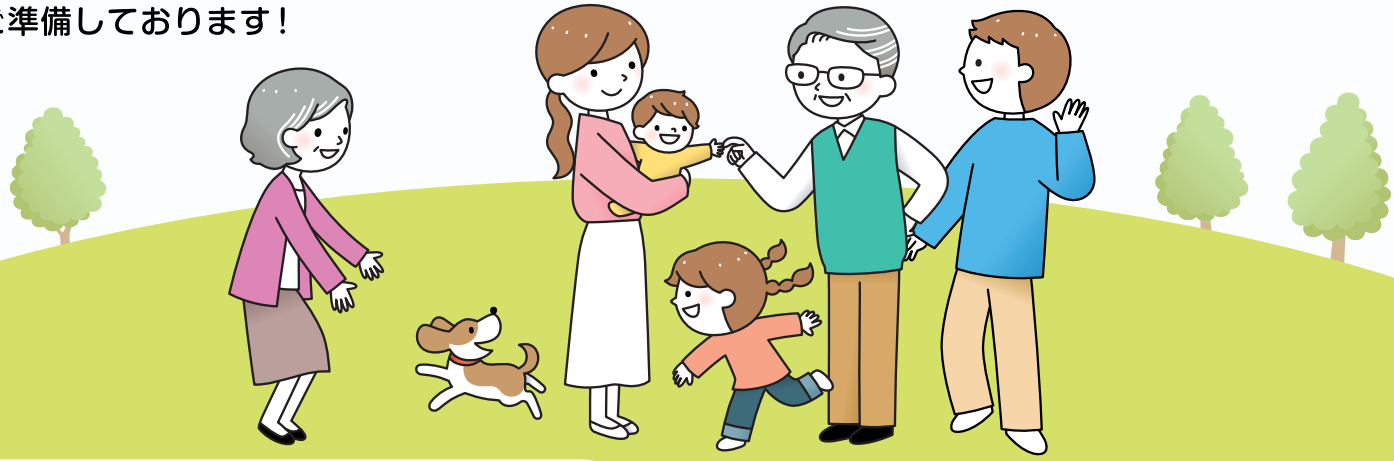

代理人サービス

あらかじめお届けいただいた代理人の方が、預金手続を行うことができます！

※ただし、ご本人さまが、認知・判断能力を喪失するまでとなります。

こんなお悩みありませんか？

体が不自由な子供のために私が預金をおろせるかしら？

高齢の親の代わりに私が預金をおろすことができるかしら？

将来のための代理人指定サービス

ご本人さまが認知症になってしまい、認知・判断能力を喪失された後、あらかじめお届けいただいた代理人の方が、預金手続を行うことができます！

こんなお悩みありませんか？

認知症になると預金がおろせなくなるらしい

認知症になったらどうしよう…

万が一、認知症になっても預金は代理人がおろせます。

あなたと これからも
遠賀信用金庫

※お問い合わせ・ご相談はお近くの“おんしん”へお気軽にどうぞ

組み合わせてのご利用がおすすめです！ POINT!

「代理人サービス」と「将来のための代理人指定サービス」を同時にお申込みいただけます。両方のサービスを組み合わせてご利用いただくことで、将来にわたり切れ目なくお取引いただくことが可能です。

お元気なとき

代理人サービス

「代理人サービス」を利用すると、ご本人さまが病気等で店頭窓口に来店できず、当金庫でお支払いなどの手続きができない時に、ご本人さまに代わって、あらかじめお届けいただいた代理人の方がお手続きすることができます。

対象の代理取引	「普通預金・定期預金・定期積金の入出金、満期解約、新規口座開設」 ※預金者の意思により、取引の範囲を指定することも可能です。
申込受付	預金者と代理人からお届をいただきます。 ※預金者と代理人は、本人確認書類（運転免許証等）をご持参ください。 ※口座開設店にて申込む必要があります。
代理人の条件	原則、親族の方から1名 ※代理人の選任にあたって、親族以外の方を希望する場合は、当金庫が認めた方に限ります。
代理人との取引	①代理人キャッシュカードを用いた普通預金の入出金。 ②以下の取引は口座開設店以外の店頭窓口でも可能です。 入金：普通預金・定期預金・定期積金 出金：普通預金 ③店頭窓口で取引の場合は、本人確認書類（運転免許証等）をご持参ください。 ④取引伝票等には「○○○（預金者名）代理人△△△」と代理人が署名し、代理人印鑑を捺印してください。 ⑤代理取引に対し疑念や不審な点がある場合は、取引を謝絶することがあります。
キャッシュカード	代理人キャッシュカードを発行します。 ※預金者にキャッシュカードが発行されている場合に限ります。なお預金者のキャッシュカードを代理人が使用することはできません。
サービス利用料	月額220円（税込）で口座引き落としです。 （その他、各種お手続きに所定の手数料がかかる場合があります）
変更・停止	サービス内容の変更や、サービスの利用停止を希望される場合は、口座開設店にて所定のお手続きをお取りください。

以下の場合には、当金庫の判断でサービスを停止させていただくことがあります。

1.預金者の死亡等によりサービスの継続が不可能と判断した場合
2.預金者または代理人の意思・判断能力が無くなった場合
3.代理人が行う取引に疑念や不審な点があると当金庫が判断した場合
4.サービス利用料が引落不能となった場合
5.その他、当金庫が本サービスの提供が相当ではないと判断した場合

\問題解決！/

暮らしのあんしんコーナー

お取引がなくてもOK!

こんな事あんな事、な～んでもご相談ください。

◆おんしんあんしんダイヤルへ（9:00～17:00）土・日・祝日・年末年始を除く

0120-8181-04（はいはいおんしん）

できる事はおんしんで、できない事は専門の業者をご紹介します。

万が一、認知症になってしまった後

将来のための代理人指定サービス

ご本人さまがあらかじめ、「将来のための代理人指定サービス」をお申込みいただくことで、認知症により認知・判断能力が低下し、お取引が困難になられても、ご本人さまに代わって、あらかじめお届けいただいた代理人の方がお手続きすることができます。

対象の代理取引	「当座預金を除く預金の入出金」「預金口座の新規開設・解約」「住所・電話番号変更等の諸届け」「残高証明書発行」「自動振替の設定」「出資の譲渡」
申込受付	預金者と代理人からお届をいただきます。 ※預金者と代理人は、本人確認書類（運転免許証等）をご持参ください。 ※口座開設店にて申込む必要があります。
代理人の条件	推定相続人から1名 ※推定相続人とは「もしも今相続が起こったとしたら相続人になる予定の人」をいいます。
効力発生時期	代理人による取引開始には、預金者が認知症の診断を受けた後、医師の診断書および当金庫所定の様式による「開始届」の提出が必要です。
代理人との取引	①代理人との取引は口座開設店となります。 ②取引の都度、本人確認書類（運転免許証等）をご持参ください。 ③取引伝票等には「○○○（預金者名）代理人△△△」と代理人が署名し、代理人印鑑を捺印してください。 ④預金者口座からの現金出金は、日常生活資金の範囲内として1か月あたり20万円を目安とします。 これを超える払戻しの場合には、払戻しにかかる根拠となる書類（請求書や領収書等）の提示を求めることがあります。 ⑤代理取引に対し疑念や不審な点がある場合は、取引を謝絶することがあります。
キャッシュカード	既に発行済みの預金者・代理人のキャッシュカードは廃止（回収）します。
申込手数料	無料です。 代理取引開始後にサービス利用料が発生します。
サービス利用料	月額220円（税込）で口座引き落としです。（その他、各種お手続きに所定の手数料がかかる場合があります）
変更・停止	サービス内容の変更や、サービスの利用停止を希望される場合は、口座開設店にて所定のお手続きをお取りください。
注意事項	代理取引開始後、預金者の推定相続人から代理取引に関する開示請求があれば、当金庫はそれに応じます。

以下の場合には、当金庫の判断でサービスを停止させていただくことがあります。

1.預金者または代理人が死亡した場合
2.代理人の認知・判断能力が無くなった場合
3.代理人が行う取引に疑念や不審な点があると当金庫が判断した場合
4.預金者に成年後見制度等の開始があった場合
5.預金者の認知・判断能力が回復した場合
6.サービス利用料が引落不能となった場合
7.その他、当金庫が本サービスの提供が相当ではないと判断した場合

あなたと これからも 遠賀信用金庫